



**平成28年度第3回  
放課後子ども総合プラン運営委員会  
会議資料**



平成29年2月3日  
岡崎市役所福祉会館 視聴覚室

## ■ 安易なかばん下校利用の歯止めの方向性(再掲)

### ▼ 対象者の明確化

- ◎ 放課後児童クラブが無い学区の留守家庭児童は、手続きを経ることで利用できる。
- ◎ 児童育成センターの待機児童は、手続きを経ることで利用できる。
- ◎ 上記以外は、必要日数が週2日以下の留守家庭児童のみ手続きを経ることで利用できる。  
\*週3日以上留守家庭児童は、放課後児童クラブの利用を促す。

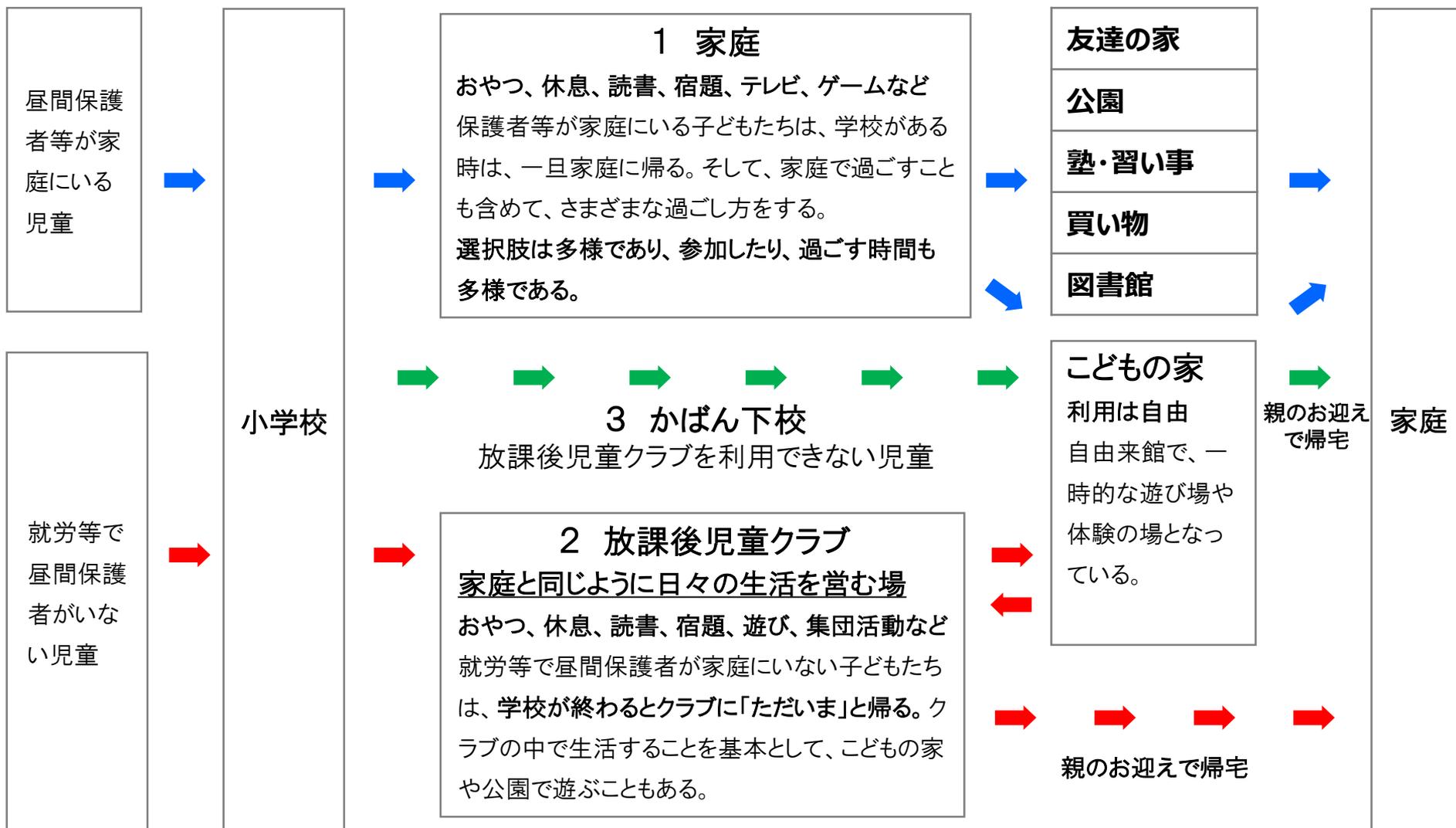
### ▼ 利用の流れを徹底(…別紙2)

- ◎ 保護者は、「誓約書」を学校に提出して利用の許可を得る。

### ▼ 利用者への周知を強化

- ◎ かばん下校利用者に放課後児童クラブとこどもの家の違いや利用のルールを改めて周知する。

## ■ 目指す放課後のイメージ



## ■ かばん下校の対象を放課後児童クラブを利用できない留守家庭児童に特化

### ▽ 現状

保護者が学校に申請して認められた児童が対象

…どのような家庭が対象になるのか要件はあるが、地域によって運用が異なる。

- ☝ 留守家庭児童以外の利用や放課後児童クラブの利用控えが発生  
(=家庭の時間の減少)

### ▽ 変更例

留守家庭でありながら放課後児童クラブを利用できない児童が対象

…対象児童に関する**要件を設定**

(→次ページ参照)

- ▶ 家庭と放課後児童クラブに次ぐ**第三の居場所**であることであることを明確化

## ■ 対象児童の要件

家庭と放課後児童クラブに次ぐ**第三の居場所**であることを鑑み次の要件を設定

- 1 保護者（児童と同一世帯に属する 20 歳以上 65 歳未満の方全員）が次のいずれかに該当する。
    - (1) 保護者が仕事をしている場合（就労の終了時間が 13 時半以降であること）
    - (2) 保護者に病気や心身の障がいがある場合
    - (3) そのほか、家庭での保育ができない場合
  
  - 2 次のいずれかの理由で学区内の放課後児童クラブを利用できない。
    - (1) 利用申し込みをしたが、待機児童となっている。
    - (2) 学区内に放課後児童クラブが存在しない。
    - (3) 留守家庭となる日数が少なく（1～2日）放課後児童クラブ利用の要件を満たしていない。
- ▶ 上記を就労証明書等の書類によって確認する。

- 留守家庭となる日のみ利用できる。

## ▽ 現状

かばん下校を認められれば**家庭の状況に関係なく**毎日利用可  
…就労等の状況を把握していないため、いつどのくらい必要なのか確認できていない。

☝ 留守家庭とならない日もかばん下校が可能であり、**家庭の時間が減少**

## ▽ 変更例

**留守家庭となる日のみ**利用可

…就労等の状況を把握し、必要な日を把握する。

- ▶ かばん下校が**留守家庭児童対策**であることを明確化

- 保護者がこどもの家と学校の双方に手続をする。

## ▽ 現状

保護者の申請に基づき学校がかばん下校を認め、こどもの家が受け入れる。

☝ こどもの家は自由利用を原則としながらも、**かばん下校児童に対しては特別な対応**（保護者への引き渡し、入退館管理）をしている。

しかしながら、こどもの家としてその必要理由を把握していない。

## ▽ 変更例

こどもの家にかばん下校をするために、次の2つの手続を求める。

- 1 保護者はこどもの家に就労証明書等の書類を添えて**留守家庭児童登録**を申し込む。  
こどもの家は書類を確認し要件を満たしていれば留守家庭児童として登録する。
- 2 保護者が**下校先変更**を学校に届け出る。  
学校は児童がこどもの家へ直接下校できるように配慮する。

- ▶ 保護者・学校・こどもの家それぞれの役割を明確化

## ■ 事前に利用計画の作成を必要とする。

### ▽ 現状

かばん下校を含む下校先の変更が保護者（児童）の判断で柔軟に行われている。

👉 日々利用の有無が変わり、下校先が定まっていない。きめ細かな下校先整理が求められる中で保護者と学校の連絡が滞り、**児童の所在が不明**となる事案が発生例。かばん下校の予定の児童がこどもの家に来ていない。 自宅に帰る予定の児童がこどもの家にかばん下校している。

### ▽ 変更例

月毎の利用計画書による事前の連絡を必要とし、内容として次の2つの要素を求める。

- 1 保護者の留守状況との整合性  
…必要な日のみ利用できるため
- 2 計画に変更が生じた場合の事前連絡  
…児童の所在が不明になることを防ぐため

▶ 下校先変更が**児童の安全に係わる重要事項**であることを意識付ける。

- こどもの家が担うかばん下校児童に対する役割を全市で標準化する。

## ▽ 現状

地域ごとのルールで運用されており、こどもの家が担う役割に差が生じている。

☝ 放課後児童クラブとの違いを明確にできない。

## ▽ 変更例

かばん下校においてこどもの家が担う機能を次の2点とする。

- 1 入退館の管理  
…保護者のお迎え前に所在が不明とならないようにするため
  - 2 お迎えの保護者への引き渡し  
…児童と保護者を円滑につなげるため
- ▶ かばん下校児童に対してこどもの家が担う機能を明確化  
役割の違いから、**児童の状況に応じた適切な居場所**を紹介できる。

## ■ 留守家庭では無い児童の利用の取り扱い

### ▽ 現状

地域によっては留守家庭では無い児童に対しても広くかばん下校を認めている。

☝ 留守家庭児童に限定した場合、従来どおり利用できない児童が発生

### ▽ 対応

利用理由を把握し、本当にこどもの家へのかばん下校が必要か、より良い方法を検討

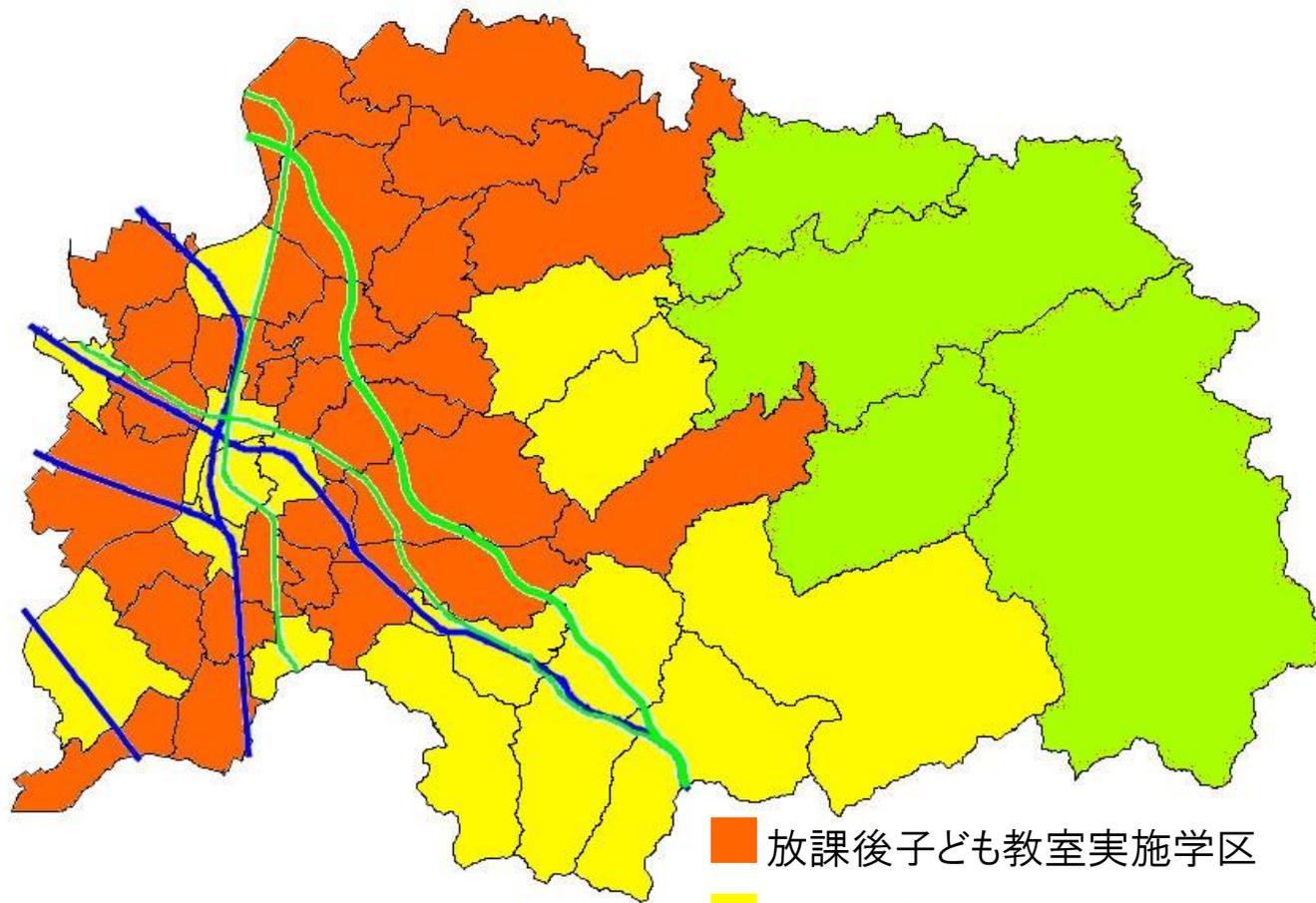
- 安全のため子どもを迎えに行っており、待機場所として利用させている。
  - 子どもを友達と遊ばせるために、利用させている。
  - その他
- ▶ 上記以外にも地域ごとに様々な状況があると考えられるため、当面は当事者であるこどもの家指導員や学校等の**現場の声**を聞き、課題把握を進めていく。

## ■ 放課後子ども教室実施状況(再掲)

(平成28年5月1日時点)

こどもの家28か所で実施済み

▶こどもの家は額田地域を除く42学区に設置 H29～豊富学区こどもの家開館予定



■ 放課後子ども教室実施学区

■ H31年度までに実施予定学区(こどもの家有)

■ H31年度までに実施予定学区(こどもの家無)

## ■ 放課後子ども教室実施の方法

### ▽ 現状

放課後子ども教室の実施場所は、小学校内での先行実施を経て、最終的にこどもの家を活用することとなった。

平成27年3月に策定した「おかざきっ子 育ちプラン」に基づき、平成31年度までに全47学区での実施を計画している。

☝ こどもの家が設置済みである**額田地域を除く42学区は平成31年度までに実施可能**

また、額田地域のうち豊富学区については、平成29年3月にこどもの家が竣工するため、既存の方法で放課後子ども教室を実施できる。

一方、残る額田地域4学区（夏山、宮崎、形埜、下山）については、こどもの家がないことから放課後子ども教室実施の目途が立っていない。

▶ 平成31年度までの全学区実施に向けて、**額田地域4学区の実施場所確保が急務**

## ■ 放課後子ども教室の実施場所の要件

- ☑ 放課後子ども教室はソフト事業であり、**専用の場所は不要**
- ☑ 放課後子ども教室の**実施時間は限定的**  
授業のある日：下校後 ～ 18時  
土曜日、学校休業日等：10時 ～ 18時

## ■ 当該地域の状況

- ☑ 平成31年度までに新たな公共施設の整備は計画されていない。  
→他施設との**一体型整備による場所確保**は見込めない。
- ☑ 児童居住地が点在し、スクールバス等での通学がある。  
→広く利用を促すためには、**学校内又は学校付近**での実施が望まれる。
- ▶ 上記の観点から、小学校教室の活用を図るため各地域で協議を進めていく。